

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第 3983 号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 6 年 9 月 27 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課庶務係
電話 011-211-2139 FAX 011-218-5109
mail seisaku.suishin@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称
令和 6 年度さっぽろまちづくりスマイル企業活動レポート制作業務
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和 7 年 3 月 21 日（金）までとする。
- (4) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」もしくは「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務を行う事業所（本社・支店等）の所在地が札幌市内であること。
- (7) 調達役務の内容と同種又は類似の作業（第三者にインタビューをして記事を作成し、それに基づくパンフレットの原稿データ制作の一切の作業）の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

5 参加申請期限、入札書提出期限等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を添付の上、令和6年10月8日（火）17時00分までに、上記2宛に提出しなければならない（送付の場合は必着のこと）。提出方法は原則として郵送によることとするが、書面による持参も可とする。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の受領期限
令和6年10月9日（水）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 原則として郵送によること。ただし、開札場所への直接持参も可とする。
 - イ 入札書は、札幌市まちづくり政策局政策企画部の一般競争入札等に係るHPで公表されている様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年10月10日（木）11時00分開札〔令和6年度さっぽろまちづくりスマイル企業活動レポート制作業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
札幌市まちづくり政策局政策企画部の一般競争入札等に係るHPのURL
(<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/shomu/ipankyousou.html>)
 - ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年10月10日（木）11時00分開札〔令和6年度さっぽろまちづくりスマイル企業活動レポート制作業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 提出方法
原則として所定の様式「入札説明書 別紙 質問票」を用いて、郵送又はファクシミリ、電子メールにより提出すること。ただし、書面による持参も可とする。
 - イ 提出先及び提出期限
上記2宛に、令和6年10月2日（水）11時00分までに提出すること。
ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日、8時45分から17時15分までの間で提出すること。
 - ウ 回答書の閲覧
令和6年10月4日（金）16時00分以降、札幌市まちづくり政策局政策企画部HPに掲載する。
- (5) 入札の無効
本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを

取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和6年10月10日（木）11時00分

札幌市役所本庁舎5階政策企画部事務室内

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

カ 開札への立ち会いを希望する入札者又はその代理人は、事前に上記2へその旨を連絡すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (4) 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、上記5(4)のとおり、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。
- (5) 落札者の決定方法
- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- (6) 落札の取消し
- 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 契約書の作成
- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その他が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (8) 契約条項 契約書（案）のとおり

以 上